

村山市農業委員会総会会議録（第5回）

1. 期日 令和4年5月16日(月) 午前10時～
2. 場所 村山市農村環境改善センター 小集会室
3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿
 - (1) 農業委員の出席者名簿（17名）

10番	高谷 太		
2番	松田 節子	11番	森 修一
3番	工藤 毅裕	12番	須藤 義和
4番	高橋 昭	13番	奥山 金弥
5番	石川 賢也	14番	下山 勝宏
6番	山内 正秀	15番	太田 一男
7番	石山 公己	16番	佐藤 善洋
8番	川田 雅紀	17番	笹原 泉
9番	海老名 正度	18番	青柳 篤
 - (2) 農業委員の欠席者名簿（1名）

1番	門脇 忠教
----	-------
 - (3) 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（5名）

楯 岡 一	大 倉 鈴木 雄一
西 郷 柴田 雅彦	大久保 松田 誠司
富 本 青木 勝一	戸 沢 笹原 茂規
袖 崎 一	大高根 一
4. 会議日程及び会議に付した案件
 - 議第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議第24号 村山市農用地利用集積計画について
 - 議第25号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標の設定等について
5. 報 告
 - 報第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報第13号 非農地証明願について
 - 報第14号 農地改良届出について
6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長	三澤 智之
農地農政係長	猪藤 潤
事業推進係長	大室 市郎
7. 会議の書記

農地農政係長	猪藤 潤
--------	------

会 議

(1) 開会 午前10時00分

開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

いよいよ、農作業も代かきや田植えと忙しくなっているなか、総会のご出席、ご苦労様です。

寒くなったり暖かくなったりと寒暖の差が激しい気候ですが、皆様の農業技術でなんとかカバーして頂いて、豊作になるようお願いいたします。

先月20日、山形県農業会議の会長と副会長が農林副大臣に対して、水田の直接支払交付金に関する要請書を手渡してしております。この問題については、様々なところから要請をしている現状でありますので、ご承知おき下さい。

本日は忙しいなかでのご出席ありがとうございます。推進委員の皆さんも日頃の最適化活動お疲れさまです。本日は、報告書の書き方など分からない部分を詳細に説明するので、よろしくようお願いいたします。それでは、第5回総会を始めます。

(2) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

9番 海老名 正度 、 10番 高谷 太

それでは、議事に入ります。

(3) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第22号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は16番から25番の10件で、所有権の移転が4件、賃貸借権の設定が4件、使用貸借権の設定が2件。地目、面積は田1,175㎡、畑9,917㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、16番から25番までの10案件を説明、内容は、申請土地に係る所有権の移転が16番から19番までの4件、賃貸借権の設定が20番から23番までの4件、使用貸借権の設定が24、25番の2件について詳細に説明した。なお、現地調

査(5月2日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

また、20番、21番、23番について、要件確認票のとおり、農地所有適格法人の要件を満たしていることを説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件のうち23番が委員案件ですので、まずは、この案件を除いた16番から22番、24番から25番までの9件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので16番から22番、24番から25番までの9件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第22号の16番から22番、24番から25番までの9件については、原案の通り可決決定されました。続きまして、23番の委員案件1件について審議に入ります。

10番委員は、ご退席願います。

(10番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、23番の1件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第22号の23番の1件について、原案のとおり可決決定されました。

10番委員はご着席ください。

(10 番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第 22 号は、原案のとおり全て可決決定されました。

続きまして、議第 23 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、11 番の 1 件で、地目、面積は、田で 396 m²となります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 11 番は、農地に、「一般住宅」を建築するため所有権を移転するものです。農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域「第二種住居地域」が定められていることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。一般基準の資力につきましては、金融機関の融資証明書の写しで確認しております。

以上の案件について、5 月 2 日に現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 23 号は、原案の通り全て可決決定されました。

議長(青柳 篤)

議第 24 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 225 番から 251 番の 27 件で、申請内容は、所有権移転が 7 件、利用権設定の新規が 19 件、再設定が 1 件となります。

地目ごとの内訳は、田が 140,310 m²、畑 15,902 m²、樹園地 1,722 m²計 157,934 m²になります。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(大室係長)

議案書に基づき、所有権の移転が 225 番から 231 番の 7 件、利用権設定の新規が 232 番から 243 番、245 番から 251 番の 19 件、更新が 244 番の 1 件について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が 4 件あります。

225 番と 226 番、227 番、244 番が委員案件ですので、まずは、これらの案件を除いた 228 番から 243 番まで、245 番から 251 番までの 23 件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございまして 228 番から 243 番まで、245 番から 251 番までの 23 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 24 号の 228 番から 243 番まで、245 番から 251 番までの 23 件については、原案の通り可決決定されました。続きまして、225 番、226 番の委員案件 2 件について審議に入ります。

1 番委員は、欠席ですので、このまま審議いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございまして、225 番、226 番の 2 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 24 号の、225 番、226 番の 2 件について原案の通り可決決定されました。

続きまして、227 番の委員案件 1 件について審議に入ります。

10 番委員は、ご退席願います。

(10 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、227 番の 1 件について原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 24 号の 227 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。

10 番委員はご着席ください。

(10 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、244 番の委員案件 1 件について審議に入ります。

13 番委員はご退席願います。

(13 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、244 番の 1 件について原案のとおり可決決定したいと

と思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 24 号の 244 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。

13 番委員はご着席ください。

(13 番委員着席)

議長(青柳 篤)

これで議第 24 号は、原案のとおり全て可決決定されました。

議第 25 号「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(三澤事務局長)

令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、集積の達成率 105.7%や新規参入が 5 経営体、遊休農地解消の達成率が 1,510%であることを説明した。

令和 4 年度活動計画における目標の設定等については、国の新たな通知による様式変更に合わせて、地域の実態に沿った設定を行った旨を説明した。また、この目標を達成するために月 6 日以上活動ををお願いすることを補足して説明し、農業委員各位の協力を要請した。

本件については、総会議決後に県農業会議の確認を受け、県経由で東北農政局へ報告する予定。その他関係機関に送付を行うとともにホームページで公表する旨を説明した。

事務局(大室係長)

令和 4 年度活動計画における目標の設定等について、農地の集積や遊休農地の解消、新規参入の促進の目標を詳細に説明した。また、目標達成のために活動日数を 6 日/月とすることや活動強化月間を 10 月から 12 月に設定すること、新規参入相談会への参加について説明した。くわえて、地域毎の活動目標を詳細に説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 25 号は、原案の通り可決決定されました。

(4) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 12 号から報第 14 号までについて、事務局の説明を求めた。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 12 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 13 号「非農地証明願について」、報第 14 号「農地改良届出について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 49 番から 53 番の 5 件で、田が 13,990 m²、畑が 2,950 m²です。事由は貸し人の都合によるものが 2 件、借り人の都合によるものが 3 件です。集積の助成金の返還、離農補償はありません。申請の場所及び関連事項等は議案書のとおりです。集積計画などの番号が関連事項に記載しております。

非農地証明願については、3 番から 5 番の 3 件で、台帳地目で田 1,504 m²、畑 13,776 m²です。

申請内容は、3 番が平成元年頃から耕作不便等により耕作しておらず、農地性が失われたもの、4 番が昭和 53 年頃から牛舎の一部として利用してきたもの。5 番が以前より養蚕に使う桑を栽培していたが衰退し、傾斜地など耕作不便により農地性が失われたものであります。

いずれも 5 月 2 日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

農地改良は、2 番の 1 件で、田 2,773 m²です。申請の目的は、盛土により耕作条件を整備し、畑地として利用する内容です。

5 月 2 日に現地調査をした結果、隣接する農地には影響がないものと確認しています。また、その他、申請の場所等については議案書のとおりです。

以上、報第 12 号から報第 14 号まで、報告いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(5) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 22 号から議案第 25 号までの 4 件、報告の報第 12 号から報第 14 号までの 3 件について、終了します。

終了 午前 10 時 50 分